

小金井市国民保護計画（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和5年11月21日から12月22日まで

意見提出数：1人・3件

番号	該当ページ	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	第2編 平素からの備え 20ページ	市職員の参集基準について。以前、市は、「市内の認可保育園については、公立園も私立園も、役割や機能は同じ」と、議会やパブリックコメント等で回答していましたが、市立保育園の正規職員（保育士）の参集基準と、民間園保育士の非常時の出勤基準は、同等なのでしょうか。	武力攻撃発生時等において、市職員は本来業務の他に自治体職員として国民保護業務に従事することになります。国民保護計画では国民保護業務に従事する市職員の参集基準を定めているものであり、市職員以外の方が参集することを定めているものではありません。
2	第2編 平素からの備え 36ページ	市職員の研修等について。以前、市は、「市内の認可保育園については、公立園も私立園も、役割や機能は同じ」と、議会やパブリックコメントで回答していました。有事の際の、子どもの保護やケアについても役割は同じで、民間園の保育士も、市立保育園の正規職員（保育士）と同等の研修を受けているのでしょうか。	国民保護計画では、市職員が国民保護業務に従事するために必要な知識の習得及び対処能力の向上のための研修・訓練の在り方について定めています。市職員以外の方の研修・訓練の在り方について定めているものではありません。
3	第2編 平素からの備え 21ページ	幹部職員等への連絡手段の確保について。携帯電話とありますが、私物の電話機ですか。	私物の電話機となります。